

佐賀県告示第 190 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 6 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
たけうち小児科医院	神崎市神埼町本堀 2707 番地 2	令和元年 8 月 31 日
サンアイ薬局みつのり店	佐賀市北川副町光法 1260 番地 35	令和元年 11 月 30 日
げんき堂薬局みふね店	武雄市武雄町大字武雄 4017	令和元年 12 月 1 日